

特殊勤務手当の改正について

国から、地方公共団体の職員が行う現場業務は災害応急作業等手当の支給対象作業に該当する旨が通知されたことを受け、本市においても、職員が災害の発生した地域に派遣されて行う作業等については、精神的・身体的負担が大きいこと及び国・他都市との均衡を考慮し、当該作業等については特殊勤務手当の対象とし、新たに手当を設置する。

1 新たに設置する手当

災害応急作業等派遣手当

2 支給対象業務

災害が発生した地域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧のための作業等

3 支給額

日額 1,080 円

ただし、作業等が深夜において行われた場合は 100 分の 50 に相当する額（540 円）を加算

4 実施時期

令和 6 年 1 月 1 日から適用